

Ambition 留学館 お申し込み条件書-2

1 留学プログラムの定義

- (1) この留学プログラムは、本条件書に基づいて、Ambition 留学館(以下「当社」と言います。)が申込者の依頼により、海外の研修機関への入学及び研修に伴う滞在先の確保に必要な手続きを代行するものです。
- (2) この留学プログラムは旅行業法第2条の「旅行業」には該当しない商品及びサービスを言います。

2 お申し込み条件

- (1) 留学を渡航の目的とし、本条件書の内容を十分に理解し、受入国の法令並びに研修機関及び滞在先の規則を遵守でき心身ともに健康な方
- (2) 未成年または学生の方は保護者の同意が必要です。
- (3) 次に定める事由のいずれかに該当する場合には、お申し込みをお断りする場合があります。
 - ① 申込者が受入国の法令・公序良俗に反する行為をする恐れがある、または留学プログラムの円滑な実施に支障をきたす恐れがあると当社が判断した場合
 - ② 申込者が病気その他の事由により留学プログラムに耐えられないと当社が判断した場合
 - ③ 諸般の事由によりご出発までに留学手続きが完了できる見通しが無い場合
 - ④ その他、当社の業務上の都合がある場合

3 お申し込み方法と契約の成立時期

- (1) 当社所定の申込書に所定の事項をご記入いただき、当社に直接ご持参いただくか、ファックスまたは郵送の上、お申し込みいただきます。
なお、申込書をPDF等画像処理の上、メールに添付して、送付いただいてもかまいません。
- (2) 本契約は当社が申込書を受領し、これを承諾したときに成立するものとします。
また、当社は契約成立後、諸手続きを開始するものとします。
* 契約成立後の契約解除・変更はキャンセル料または変更料の対象となります。

4 留学費用のお支払い

現地研修機関への入学手続きが完了した後、当社発行のご請求を郵送いたしますので、指定の期日までに当社指定の銀行口座へお振り込みいただきます。

- (1) プログラム費用
プログラム費用には以下の料金が含まれます。
 - ① 研修機関の登録費、授業料(マンツーマンレッスン料を含む。)及び教材費
 - ② ホームステイ手配料及び滞在費(ホームステイ代、食事代など)
 - ③ 空港送迎料
 - ④ プログラム手配費

* プログラム費用は、当社が申込者に代わって上記の料金を各相手方に支払うためにお預かりするものであり、当社が当事者となるものではありません。

* プログラム費用をお振り込みいただく際の日本円への換算レートは、振込当日の外国為替レートを適用します。

なお、当社ではご入金の確認が取れ次第、速やかに現地研修機関等へ送金します。
- (2) 海外送金手数料
送金国(日本)の銀行及び受取国(カナダ)の銀行にそれぞれ支払う送金取扱手数料の実費

5 契約の解除

申込者は下記キャンセル料等をお支払いいただくことにより、いつでも契約を解除することができるものとします。

なお、解除のお申し出は当社営業時間内に必ず文書にてお知らせください。

- (1) 留学プログラム開始前
 - ① キャンセル料
キャンセル料は35,000円となります。

② プログラム費用

次の区分により返金いたします。

区分	返金額
申込日から開始日の31日前まで	プログラム費用の70%
開始日の30日前から15日前まで	プログラム費用の50%
開始日の14日前から4日前まで	プログラム費用の30%
開始日の3日前から前日まで	プログラム費用の20%
開始日当日	なし

* プログラム開始日等の起算日はすべてカナダ時間となります。

* 返金額は研修機関から当社に返金された時点での為替レートが適用されます。

* 返金の際の送金手数料はすべて申込者負担とさせていただきます。

* ご入金前の場合は、入金があったものとみなし返金額を算出の上、プログラム費用との差額をお支払いいただきます。

(2) 留学プログラム開始後

プログラム開始後の申込者の都合による期間短縮や契約解除は権利放棄とみなし、原則返金は一切いたしません。

ただし、研修機関等から当社に対し授業料等のプログラム費用の返金があった場合は、下記の弊社手数料を差し引いた後、その額を返金いたします。この場合、当該機関より当社に返金された時点での為替レートが適用されます。

* 解約事務手続き手数料として35,000円をお支払いいただきます。

* 返金の際の送金手数料はすべて申込者負担とさせていただきます。

6 当社による解除

申込者に次に定める事由のいずれかが発生した場合には、当社は申込者に対し何ら責任を負わないものとし、催告の上、契約を解除することができるものとします。この場合、前条で定めるキャンセル料に相当する額を損害金としてお支払いいただきます。

- (1) 指定期日までに必要書類が提出されない、または留学費用のお支払いがなされない場合
- (2) 申込書に虚偽または重大な遺漏があることが判明した場合
- (3) 申込者が受入国の法令・公序良俗に反する行為をする恐れがある、または留学プログラムの円滑な実施に支障をきたす恐れがあると当社が判断した場合
- (4) 当社からの連絡および問い合わせ等に対して、一切応答がないなど業務に支障をきたすと当社が判断した場合
- (5) その他当社がやむを得ない事由があると認めた場合

7 お申し込み内容の変更

(1) 留学プログラム開始前

申込者が契約内容の変更をご希望される場合、当社は可能な限り申込者のご希望に応じます。この場合、1回1件につき変更手数料として8,000円をお支払いいただきます。

また、手配を変更する際に研修機関または滞在先に支払うべき変更料が発生した場合には、その実費をお支払いいただきます。

* お申し込み内容の変更に伴うプログラム費用の増加または減少は、申込者に帰属するものとします。

* 交渉の結果、ご希望に応じられない場合でも、変更手数料は返金いたしません。

* ご希望に応じられない場合、または研修機関の変更は契約の解除となります。

(2) 留学プログラム開始後

留学プログラム開始後の変更は、理由のいかんを問わず、当社にてお受けすることはできません。変更に関する手続き及び費用の支払い等は、申込者の責任と負担において申込者ご自身で行なってください。

8 免責事項

当社は次に例示したような事由により申込者が損害を被られた場合でも、当社は損害賠償その他の責任を負いません。

- (1) 研修機関が定員に達して入学できない場合
- (2) 滞在先が定員に達して滞在できない場合
- (3) 通信事情または研修機関の事情により、入学許可証等の入学関係書類が期日までに届かず、出発できなかった場合
- (4) 旅券または査証(ビザ)が出発までに取得できなかった場合、または発給を拒否された場合、もしくは渡航先での入国を拒否された場合

- (5) 天災地変、戦乱、暴動、運送、滞在先の事故、日本または外国の官公署の命令・出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延・不通・スケジュール変更、陸海空における不慮の事故、その他、不可抗力の事由により生じた損害
- (6) 渡航後は申込者個人の責任において行動していただき、当社は滞在中のいかなる事故やトラブルに対して一切の責任を負いません。申込者の故意・過失・受入国の法令・公序良俗もしくは研修機関・滞在先の規則などに違反した行為により生じた責任・損害等はすべて申込者個人の負担となります。
また、それらの行為により当社が損害を受けた場合は、当社は申込者から損害賠償を申し受けます。
- (7) 当社は各研修機関等から当社に送られてきた最新情報に基づいて留学プログラムのご紹介・手続きをいたしますが、各研修機関等の事情により、受入条件・滞在先・費用・その他プログラムに関して、予告なしに変更される場合や実施されなくなる場合があります。その際、当社は変更に関する情報を当社が入手次第、申込者にご連絡いたしますが、留学プログラムに関する変更や中止については責任を負いません。

9 ホームステイ

- (1) 一度決定されたホストファミリーについて、宗教、人種、職業及び家族構成等を理由に変更や取り消しをすることはできません。
- (2) 申込書に記載された条件等(喫煙の有無、アレルギーなど)に虚偽または遺漏があることが判明した場合には、当社はホームステイの契約を解除できるものとします。
- (3) ホストファミリーの病気等やむを得ない事情により、一度決まった滞在先が日本出発前あるいは出発後に変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
また、代替の教師宅が用意できない場合は、一般宅のホームステイとし、家庭教師からのマンツーマンレッスンとなりますので、あらかじめご了承ください。
- (4) マンツーマンレッスンの時間帯については、教師の都合により希望時間帯と異なる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

10 注意事項

- (1) 各研修機関等からの要請により、海外旅行傷害保険は必ず加入してください。
- (2) 留学費用の支払いにおいては金融機関の発行する振込金の受領書等を持って領収書に代えさせていただきます。
- (3) 航空券は研修・滞在先の手配が完了してからご購入ください。完了前のご購入はご自身の責任において行ってください。

11 個人情報の取り扱い

- (1) 当社は申込者の個人情報(住所、氏名、電話番号、メールアドレスなど)について、申込者との連絡、プログラムにおける運送・宿泊機関等の提供するサービス手配のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
- (2) お申し込みいただいた留学プログラムの手配のために、運送・宿泊機関等および手配代行者に対し、申込者の住所、氏名、電話番号、メールアドレスなどを電子的方法もしくは書類の送付により提供します。

12 当社の責任

当社は研修機関の斡旋にあたって、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失により、申込者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。

ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。